傷害被疑事件

被疑者　〇〇〇（〇〇〇警察署勾留中）

接見等禁止決定に対する準抗告申立書

令和〇年〇月〇日

福岡地方裁判所　御中

弁護人　　福岡　九州男

TEL　〇-〇-〇

　緊急時　〇-〇-〇

申　　立　　の　　趣　　旨

第1 主位的請求

1 上記被疑者に対して平成31年〇〇〇に福岡地方裁判所裁判官(〇〇〇)がなした接見等禁止決定(平成31年(む)第〇〇〇号)を取消す

2 検察官の接見等禁止請求を却下する

との決定を求める｡

第2 予備的請求

1 上記被疑者に対して平成31年〇〇〇に福岡地方裁判所裁判官(〇〇〇)がなした接見等禁止決定(平成31年(む)第〇〇〇号)のうち､別紙関係人目録記載の各関係人との接見等を禁止する部分を取消す

2 上記1の部分について検察官の接見等禁止請求を却下する

との決定を求める｡

申 立 の 理 由

第1　被疑事実の概要

本件被疑事実は､被疑者が､共犯者とされる少年3名と共謀の上､被害者とされる少年を暴行して傷害を負わせたという傷害の事案である｡

第2　刑事訴訟法81条の解釈

1 刑事訴訟法81条は､｢罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある｣場合に接見等禁止決定をなし得ると規定する｡しかしながら､勾留すること自体によって罪証隠滅のおそれは基本的には防止されているのであり､接見等禁止決定には､被疑者の身体を拘束しただけではこれらのおそれが防止できないと言える理由が必要である｡京都地決昭和43年6月14日判時527号90頁は､刑事訴訟法｢第八一条にいわれる罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとは､被告人が拘禁されていても､なお罪証を隠滅すると疑うに足りる相当強度の具体的事由が存する場合でなければならない｣と判示しており､勾留の要件としての罪証隠滅のおそれよりも強度の具体的理由が存在することを要件としている｡

また､未決拘禁者と弁護に以外の一般の者との面会にあたっては､原則として刑事施設の職員が立会い､または面会の状況の録音もしくは録画がされることとなっており(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律116条1項)､信書については検査がなされる(同法135条1項)こととされている｡かかる措置が執られる限り､勾留のみによって十分に罪証隠滅の防止が可能であるといえるから､これに加えて接見等禁止までも付さなければ､罪証隠滅を防止できないような場合というのは通常考えられない｡

2 さらに､身体を拘束されている被疑者が､家族等の一般人と面会することは､被疑者の精神状態を健全に保つために必要不可欠であるといえ､これは被疑者の防御権の保障にとっても極めて重要な位置を占めている｡逆にいうと､捜査機関はそのことを逆手に取り､接見禁止決定を行うことによって被疑者を孤立させた上で､家族との面会等を餌に自白を迫るといった不当な取調べを行うこともしばしばである｡このことからも､接見禁止決定を付するにあたっては､果たしてその必要性が真実どの程度あるか､接見禁止決定によって被疑者に不当な防御権の制限が生じないかを厳格に判断しなければならないものと解するのが相当である｡

3 特に､被疑者は少年であるから､その雇用先の関係者や交際相手などとの交流は､少年の心情の安定や今後の更生のためにも極めて重要であり､成人とは異なる考慮が必要である｡

第3　罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由

　1　法律解釈

勾留要件における､被疑者が｢罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由｣についてすら､単に抽象的な可能性を検討するのではなく､事件の証拠構造を踏まえ想定される証拠の性質ごとに､現に隠滅が可能かどうか､仮に可能であるとして被疑者が隠滅に及ぶ動機や蓋然性が認められるか､どれほどの実効性があるかを個別具体的に検討し､その上でなお､被疑者が罪証隠滅行為に及ぶと疑うべき抽象的な蓋然性が認められるかを検討する必要があるとされており､個々の事案に即して､抽象的ではあるものの､罪証隠滅行為に及ぶと疑うに足りる蓋然性､現実的見込みが認められるかを慎重に検討しなければならない｡言うまでもなく､抽象的に想定される罪証隠滅行為が､実効性に乏しいとか､行為動機に乏しいとなれば､その場合､抽象的蓋然性や現実的見込みには欠け､勾留は認められないと解されている｡

従って､接見禁止決定における｢罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由を検討するにあたっては､勾留決定におけるよりもさらに､罪証隠滅行為の現実的可能性を具体的･実質的に判断せねばならない｡

　2　証拠構造

本件は､上記のように､交際ﾄﾗﾌﾞﾙに起因し､被疑者が少年3名と共謀の上､被害者をこもごも暴行して負傷させたという被疑事実である｡

従って､罪体に関しては､被害届､被害者の診断書の他には､携帯電話の通話履歴やLINEのﾄｰｸ履歴､〇〇〇少年ら3名の供述､被害者の供述などが中心的な証拠になるものと考えられる｡本件犯行現場は神社であるから防犯ｶﾒﾗ映像などは残っていないものと思われる｡

　3　罪証隠滅の現実的可能性

⑴ 第一に､本件では､事件発生から本日の逮捕までに約2ヶ月を経過しているところ､その程度の期間があれば､被害届や診断書､携帯電話の通話履歴やLINEﾄｰｸ履歴の解析等はもとより､関係者の供述は全て供述調書が作成されるなどして証拠化されているものと思われる｡捜査機関としては､これらの証拠が一通り収集されたからこそ､逮捕に踏み切ったものと考えるのが合理的である｡そうである以上､捜査機関が保全している証拠を被疑者が隠滅する現実的な可能性はないものと言わなければならない｡

⑵ 他方､被疑者は被害者とは本件に至るまで面識がなく､連絡を取ることは容易でない｡

⑶ また､本件において共犯者とされる少年3名は､いずれも捜査機関によって身体を拘束されているようであるから､少年がこれらの者に働きかけて口裏を合わせることは現実的に不可能である｡なお､本件の現場には､少年の知人である〇〇〇少年及び､少年とは面識のない､〇〇〇と呼ばれる龍の刺青を入れた男性がいたようであるが､〇〇〇少年は〇〇〇少年とともに東京都で強盗事件を起こして身体拘束中であり､〇〇〇なる男性の素性は少年には不明であるから､やはりこれらの者と通謀して自己に有利な証拠を作出することは困難である｡

⑷ 被疑者の両親及び勤務先の先輩は､被疑者に罪証隠滅行為や罪証隠滅と疑われる行為はさせない旨誓約しており､被疑者もこれらの行為をしない旨誓っている｡また､共犯者とされる少年3名や被害者とは､接触しないと誓約している｡

⑸ 結論

従って､本件では､接見禁止決定をすることによって防止する罪証隠滅行為というものがそもそも存在しない｡

第4　小括

よって､刑訴法81条所定の事由がいずれも認めらないにもかかわらず､被疑者について接見等禁止決定をなした原決定は違法であるから､速やかに取り消さなければならない｡

第5　接見の必要性

　1　総説

仮に､百歩譲って全面的な接見等禁止決定の取消が認められないとしても､少なくとも別紙関係人目録記載の各関係人との接見については､これを認めるべき高度の必要性があり､かつ､これらの者との接見を認めても､罪証隠滅のおそれがあるなどということはできないから､少なくとも別紙関係人目録記載の各関係人との接見を禁止する部分については取消を免れない｡

2　雇用先との接見の必要性

被疑者は本件で逮捕されるまで､〇〇〇という〇〇〇を営む会社で働いており､〇〇〇氏はその社員で被疑者の先輩にあたる｡〇〇〇の仕事は､〇〇〇などもあり､繁忙期となるから､仕事の打ち合わせを行うためにも､被疑者と〇〇〇氏との面会の必要性は高度である｡

3　高校教員との面会の必要性

〇〇〇氏は被疑者が通学する通信制高校の担任教師であるが､本件には一切関与しておらず､共犯者とされる少年3名と連絡を取ることはできない｡従って､同人との面会を認めても罪証隠滅行為が行われることはない｡

他方で､被疑者は､現在高校2年生であり､3年生に進級するための必要な単位や提出すべきﾚﾎﾟｰﾄ､定期試験などについて､代替措置を含め同人と協議を行う必要がある｡よって､被疑者が〇〇〇氏と面会すべき必要性は高度である｡

第6　結論

　以上を総合するに､本件では､刑事訴訟法81項の要件を満たしていないから､被疑者に対してなされている接見禁止決定は速やかに取り消されなければならないし､少なくとも､別紙関係人目録記載の各関係人との接見についてまで接見禁止決定を行った点は違法であるから､かかる部分について取消がなされなければならないことは当然である｡

以 上

疎明資料

資料1 運転免許証写し(〇〇〇)

資料2 運転免許証写し(〇〇〇)

(別紙)

関係人目録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 氏名 | 〇〇〇 |
|  | 住所 | 福岡県〇〇〇 |
|  | 続柄 | 勤務先の先輩 |
|  | 生年月日 | 昭和〇年〇月〇日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 2 | 氏名 | 〇〇〇 |
|  | 住所 | 福岡県〇〇〇 |
|  | 続柄 | 高校教員 |
|  | 生年月日 | 平成〇年〇月〇日 |